

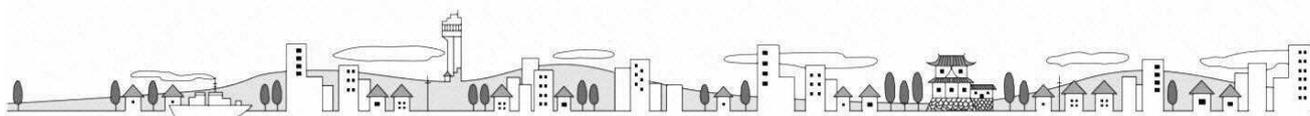
第 54 回 舞鶴市都市計画審議会

参 考 資 料



舞鶴市立地適正化計画について

2024年10月28日
舞鶴市建設部都市計画課



目次

- ◇ 立地適正化計画とは
 1. 改定のポイント
 2. 都市機能誘導区域について
 3. 誘導施設の設定
 4. 誘導施策の設定
 5. 防災指針の作成
 6. 目標値の設定
 7. パブリック・コメントについて
- ◇ 改定に向けたスケジュールについて

- 目次 -

資料名	ページ数
第 54 回舞鶴市都市計画審議会 6 舞都諮第 1 号議案 舞鶴市立地適正化計画の改定	1

立地適正化計画とは

① コンパクトなまちづくりを推進するために市町村が策定する計画

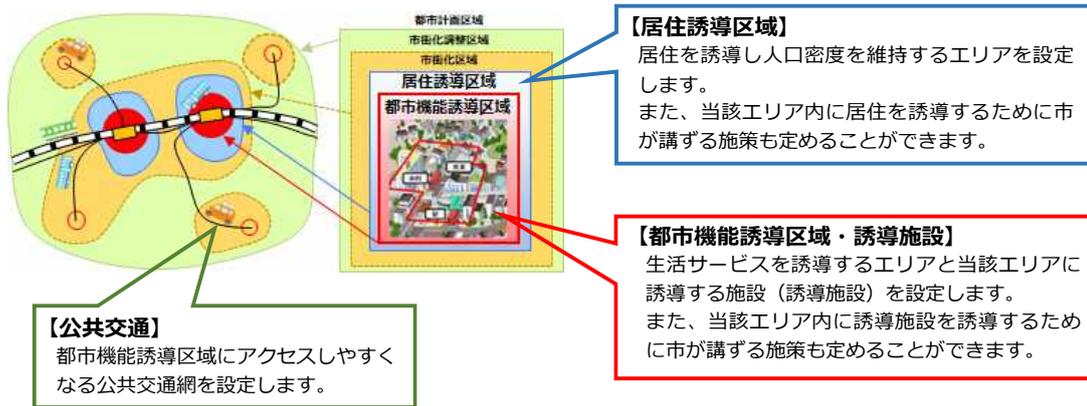
都市再生特別措置法の改正（平成26年8月）により制度化

② 都市機能を集約し、一定のエリアにおいて人口密度を維持する

人口減少による居住の低密度化によって一定の人口密度を前提に成り立っていた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない。

そのような状況に陥ることを防ぐには、これらの生活サービスを効率的に提供できるようにサービスを提供する都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約し、一定のエリアにおいて人口密度を維持する必要がある。

③ 市街化区域内に、居住を誘導する区域と、都市機能を誘導する区域・施設を設定



立地適正化計画の改定について

2014年（平成26年）8月
都市再生特別措置法の改正

立地適正化計画制度の創設

※ 2002年（平成14年）6月
都市再生特別措置法施行

2018年（平成30年）4月

舞鶴市立地適正化計画 策定

計画策定から5年が経過し、
舞鶴市を取り巻く様々な状況が変化



2020年（令和2年）9月
都市再生特別措置法の改正

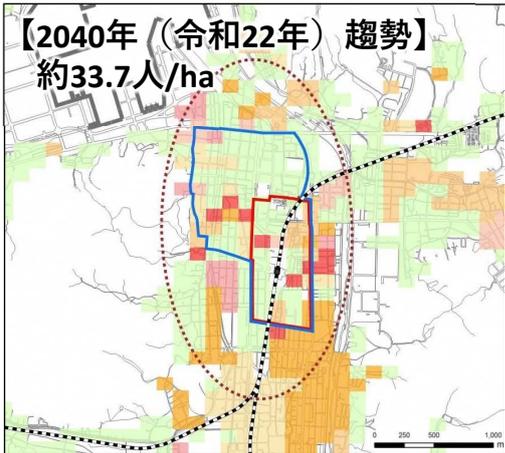
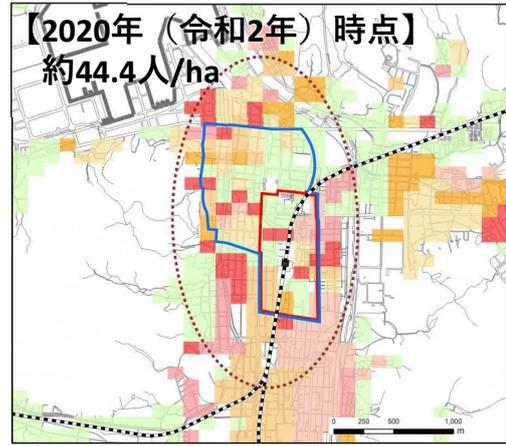
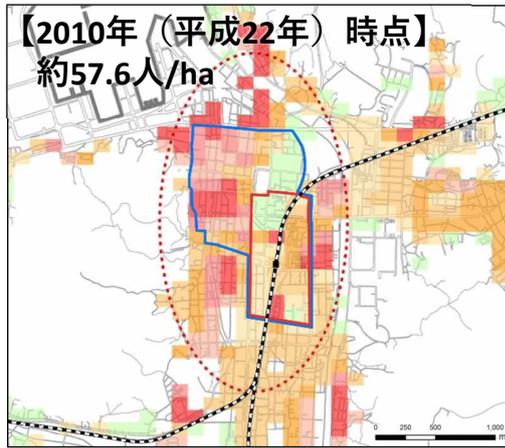
「防災指針」の追加

2024年（令和6年）

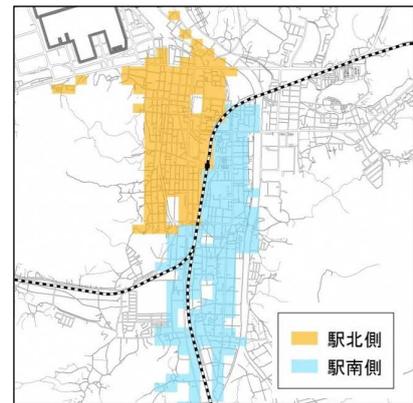
舞鶴市立地適正化計画 改定

人口メッシュと居住誘導区域内人口密度（西地区）

※都市計画区域：44.5人/ha (R2)
舞鶴市域全域：40.9人/ha (R2)

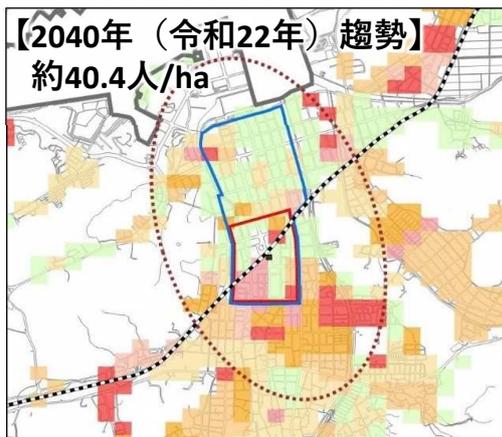
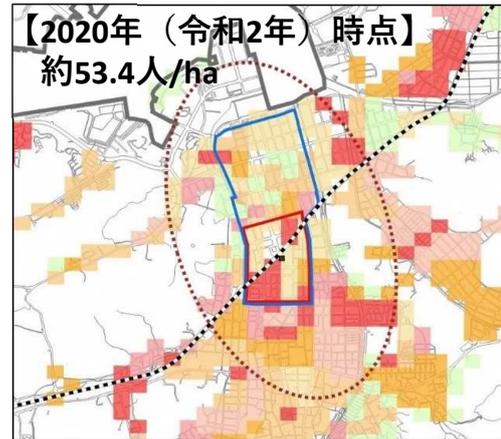
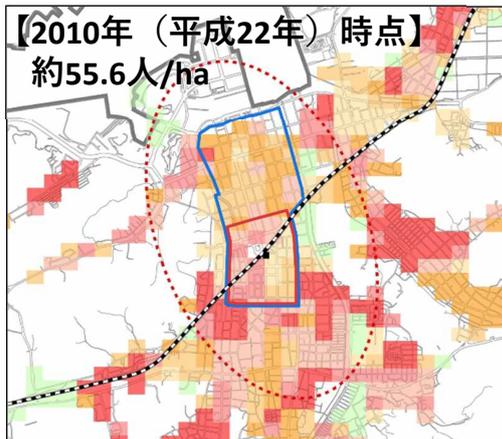


※計測対象とした人口メッシュ

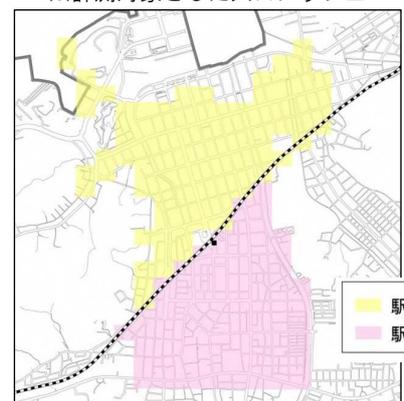


人口メッシュと居住誘導区域内人口密度（東地区）

※都市計画区域：44.5人/ha (R2)
舞鶴市域全域：40.9人/ha (R2)



※計測対象とした人口メッシュ



改定に係る検討経過

開催日		主な内容
第1回委員会	2023年（令和5年） 1月18日	・ 計画改定の理由、スケジュール等について
第2回委員会	2月16日	・ 居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設の見直しの必要性について
市長との懇話会 第3回委員会	5月25日	・ 現状の検証（誘導区域や縁辺部における人口推移、誘導施設の立地状況） ・ 誘導施策における課題 ・ 居住誘導施策の事例研究
第4回委員会	8月23日	・ 都市機能誘導区域の方向性と見直し(案)について ・ 誘導施設の見直しの方向性について ・ 居住誘導区域の見直しの方向性について ・ 防災指針の検討の方向性について ・ 居住誘導施策の研究について
第5回委員会	11月24日	・ 都市機能誘導区域、誘導施設、居住誘導区域について ・ 誘導施策の方向性と見直し(案)について ・ 目標値（居住誘導区域の人口密度）について ・ 防災指針について
第53回都市計画審議会 (第6回委員会)	2024年（令和6年） 1月26日	・ 舞鶴市立地適正化計画改定（素案）について （中間報告）
第7回委員会	5月10日	・ 計画改定案の確認
パブリックコメント	7月5日～8月5日	・ 計画改定案に対する市民意見募集
第8回委員会	8月21日	・ 市民意見を踏まえた計画改定案の確認
第54回都市計画審議会 (第9回委員会)	10月28日	・ 計画改定内容の報告（諮問）

1. 改定のポイント

第3章 立地適正化に関する基本的な方針

本編 23ページ

- ・ 予測を上回る人口減少に対応するため、高齢者のみに絞るのではなく、多世代をターゲットに居住を誘導

第4章 都市機能誘導区域及び誘導施設

本編 24～30ページ

- ・ 現計画策定以降の誘導施設やその他都市機能の立地動向を踏まえ、都市機能誘導区域の設定の考え方や範囲を変更
- ・ 2つの駅周辺を個々に機能させるのではなく、基幹的公共交通軸を活かして1つの拠点として機能させる考えのもと、誘導施設及び誘導施策を東西共通のものとして設定

第6章 誘導施策

本編 38～39ページ

- ・ 居住誘導区域への人口誘導が進んでいない状況などを踏まえ、まちなかの価値を高める間接的な施策を含めて誘導施策の記述を充実

第7章 防災指針

本編 48～63ページ

- ・ 都市再生特別措置法の改正や本市における災害リスクの現状を踏まえ、立地適正化計画の記載事項に加わった防災指針を新たに追加

第8章 計画推進にあたって

本編 63、67ページ

- ・ 「居住誘導区域内の人口密度」「公共交通の利用促進に係る目標」「防災指針の評価居住に係る目標」についての目標値を設定

2. 都市機能誘導区域について

◆当初策定以降の施設立地の動向

- ・誘導施設の新規立地は、西地区に『サービス付き高齢者向け集合住宅』が1件のみ
- ・その他、医療・福祉・子育て・商業などの都市機能についても目立った動きはない



民間開発の動きが
少ない

- ・西舞鶴駅東口の土地開発公社所有地（現在は空き地）に中央図書館を建設予定



中央図書館の建設により、
都市機能誘導区域内の余剰地
が少なくなる



◆都市機能誘導区域の拡大



西舞鶴駅の東側空地に中央図書館が建設予定であり、更なる誘導候補地を確保するために拡大



変更無し

3. 誘導施設の設定

◆誘導施設の考え方

【設定の視点】

高齢者はもとより多世代にとって

1) 安心して生活するために必要な施設

→医療、介護福祉、子育て、商業、金融、行政

2) 魅力的な居住環境に寄与する施設

→交流、文化、観光、娯楽、スポーツ、教育研究

【設定の方法】

本市では、東西の都市機能誘導区域を結ぶ基幹的公共交通軸を活かして、2つの拠点をも有机的に連携させることによって1つの拠点のように機能させ、施設を相互に利用しやすくすることを目指している。



誘導施設は**東西共通**のものとして設定

◆現計画（2018年（平成30年）策定）での誘導施設

地区	誘導施設
西地区	にぎわい複合施設
	大型商業施設（既存の施設を維持）
	診療所やデイサービス等を併設した高齢者向け集合住宅
東地区	教育機関のサテライトキャンパス
	市民の生涯学習スペース
	大型商業施設（既存の施設を維持）
	市役所の市民窓口機能
	市民活動・交流のためのフリースペース

◆計画改定後の誘導施設

【安心して生活するために必要な施設】

機能種別	誘導施設	根拠法等
医療	病院、診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第1条の5第1項に定める病院 ・医療法第1条の5第2項に定める診療所
介護福祉 障害福祉	保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健法第18条第2項に定める市町村保健センター ・老人福祉法第5条の3に定める老人福祉センター
	介護等相談施設	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第115条の46第1項に定める地域包括支援センター ・老人福祉法第5条の3に定める老人介護支援センター
	通所介護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第5条の3に定める老人デイサービスセンター
	障害福祉サービス通所施設	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法第5条の7,13,14に定める通所型の障害福祉サービスを行う施設
	訪問介護施設 居宅介護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第8条第2項に定める事業を行う施設 ・障害者総合支援法第5条の2に定める事業を行う施設
子育て	地域子育て支援拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第6項に定める「地域子育て支援拠点事業」に基づく施設
	保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第39条第1項に定める保育所
	幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に定める幼稚園
	認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園
	放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第2項に定める「放課後児童健全育成事業」に基づく施設
	子育て短期支援実施施設	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第3項に定める「子育て短期支援事業」に基づく施設
子育て (福祉)	障害児通所支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の2の2に定める「障害児通所支援」を行う施設

【安心して生活するために必要な施設】

機能種別	誘導施設	根拠法等
商業	スーパー	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店立地法第2条第2項に定める店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設を含む）であり、主に食料品を取り扱うもの
金融	銀行、信用金庫、 JAバンク	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行法第2条に定める銀行 ・長期信用銀行法第2条に定める長期信用銀行 ・信用金庫法に基づく信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に定める信用事業を行うもの
	郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局
行政	市役所、 国及び府の出先機関	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第4条第1項に定める施設 ・その他中核的な行政機能

【魅力的な居住環境に資する誘導施設】

機能種別	誘導施設	根拠法等
交流	地域交流センター	・地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設の内、地域住民が利用できる集会議室機能を備える施設
	大規模交流施設	・市内外の人々が集う大規模な催しや会議等を開催することができるホールやコンベンション機能を有する施設
	公民館	・社会教育法第20条に定める公民館
文化	博物館、美術館	・博物館法第2条第1項に定める博物館及び同法第31条に定める博物館相当施設
	図書館	・図書館法第2条第1項に定める図書館及び同法第29条に定める図書館同種施設
観光	観光拠点施設	・観光案内所及び土産物店が入居する施設
	ホテル	・旅館業法第2条第2項に定めるホテルの内、市内外の人々が集う大規模な催しや会議等を開催することができるホールやコンベンション機能を有するもの
娯楽	劇場、映画館	・建築基準法別表第1(一)(イ)欄に記載される劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂
スポーツ	体育館、武道館	・建築基準法別表第1(三)(イ)欄に記載される体育館(学校等に付属するものを除く)
	運動施設	・都市計画法施行規則第7条第1項第5号に定める運動公園
教育研究	大学	・学校教育法第83条に定める大学・
	短期大学	・学校教育法第108条に定める大学・
	高等専門学校	・学校教育法第115条に定める高等学校
	専門学校	・学校教育法第124条に定める専修学校
	高等学校	・学校教育法第50条に定める高等学校

4. 誘導施策の設定

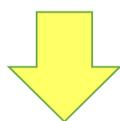
【第7次舞鶴市総合計画 後期実行計画】

第1編 まちづくり戦略

第1章 希望がもてるまちづくり

第2章 安全で安心なまちづくり

第3章 魅力あるまちづくり



【舞鶴市立地適正化計画】

6章 誘導施策

方向性1 希望がもてるまちづくり

方向性2 安全で安心なまちづくり

方向性3 魅力あるまちづくり

◆方向性1：希望がもてるまちづくり

方針	主な取組、関連する誘導施設
子育てと教育の環境を充実させ、次代を担う世代の豊かな育ちと成長が実現できるまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プランの推進 (誘導施設) 地域子育て支援拠点施設、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、子育て短期支援実施施設、障害児通所支援施設
高校・高等教育機関や市外の大学等の学生・教員がまちづくり活動や研究活動が行える環境整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等教育機関とともに取り組むまちづくり展開事業 (誘導施設) 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校
住民が地域に愛着を持ち、住民同士がつながる地域づくりが行えるまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が主体となった地域運営の促進 (誘導施設) 地域交流センター、大規模交流施設、公民館

◆方向性2：安全で安心なまちづくり

方針	主な取組、関連する誘導施設
将来にわたり安心して健康に暮らすことができる保健・医療・福祉・介護環境の整ったまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・舞鶴市地域福祉計画の推進 ・舞鶴市高齢者保健福祉計画の推進 ・地域医療が機能する体制の維持・強化 (誘導施設) 病院、診療所、保健福祉センター、介護等相談施設、通所介護施設、障害福祉サービス通所施設、訪問介護施設、居宅介護施設
事故や犯罪を未然に防止するまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全活動や防犯活動に取り組む市民団体の活動支援
災害の被害を最小限に抑えるための社会基盤の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・舞鶴市地域防災計画の推進 ・浸水対策事業 ・雨水貯留施設設置補助制度

◆方向性3：魅力あるまちづくり

方針	主な取組、関連する誘導施設
文化的で健康な暮らしができるまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 中央図書館整備と図書館機能の向上 (誘導施設) 博物館、美術館、図書館、劇場、映画館、体育館、武道館、運動施設
地域資源を活かしたまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 近代化遺産や城下町文化の活用 (誘導施設) 観光拠点施設、ホテル
コンパクト+ネットワークを実現する公共交通ネットワークの確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 舞鶴市地域公共交通計画の推進
空き家、空き店舗、空き地、低未利用地等の既存ストックを活用して地域の価値向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 舞鶴市まちなかエリア空き家情報バンク制度 空き家除却支援事業の利用促進 既存ストックを活かした居住誘導施策の検討・研究
移住・定住の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 舞鶴市移住支援金交付事業 居住促進住宅事業の推進
都市機能誘導区域内の利便性向上を図ります。また、現在立地している大型商業施設等を維持するために必要な取組を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 舞鶴市まちなかエリア活性化補助金 (誘導施設) スーパー、銀行、信用金庫、JAバンク、郵便局、市役所、国及び府の出先機関

5. 防災指針の作成

◆本市の災害ハザード情報

【レッドゾーン】

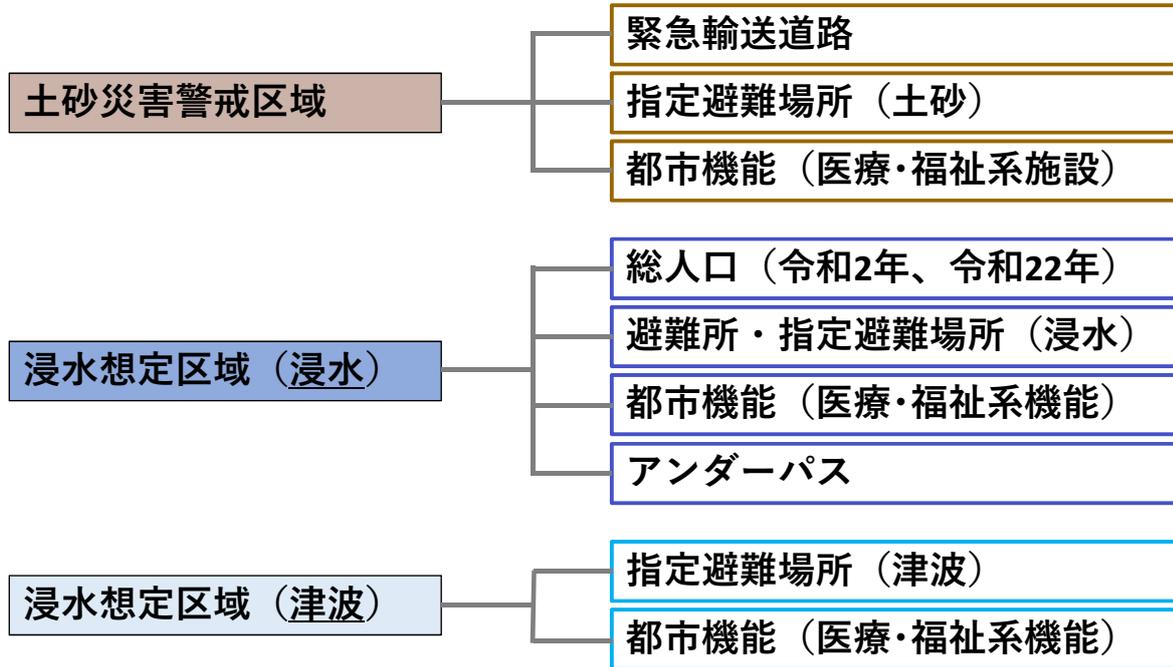
区 域	本市の該当状況	誘導区域内の該当状況
災害危険区域 (崖崩れ、出水、津波等)	20箇所	該当なし ※居住誘導区域にレッドゾーンを含めることはできないため(都市計画運用指針より)
地すべり防止区域	2箇所	
急傾斜地崩壊危険区域	40箇所	
砂防指定地	30箇所	
土砂災害特別警戒区域	1,822箇所	

【イエローゾーン】

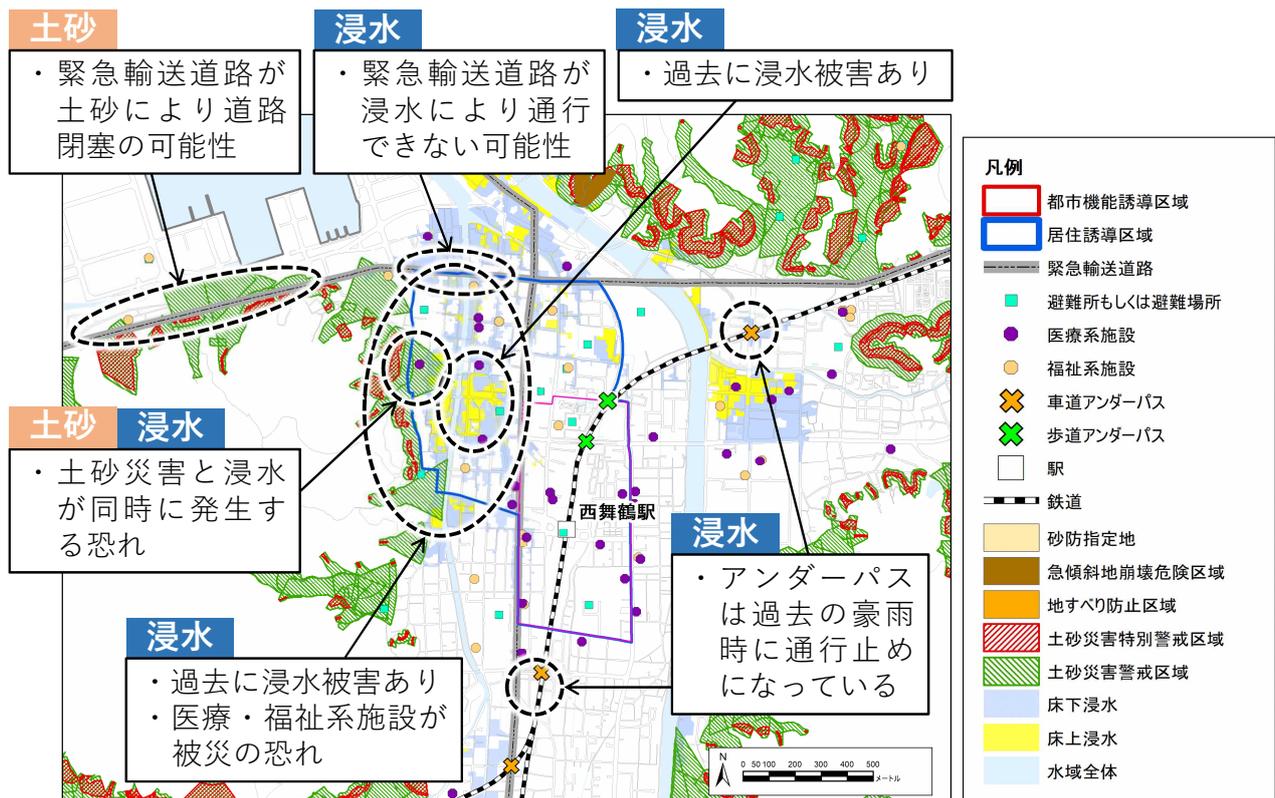
区 域	本市の該当状況	誘導区域内の該当状況
浸水想定区域	該当あり	該当あり(東西地区)
土砂災害警戒区域	2,209箇所	該当あり(西地区)
津波浸水想定区域	該当あり	該当あり(東西地区)

◆災害リスクの高い地域の抽出方法

- ・災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせて抽出
- ・人的被害や社会的被害等の観点から誘導区域周辺を対象に抽出

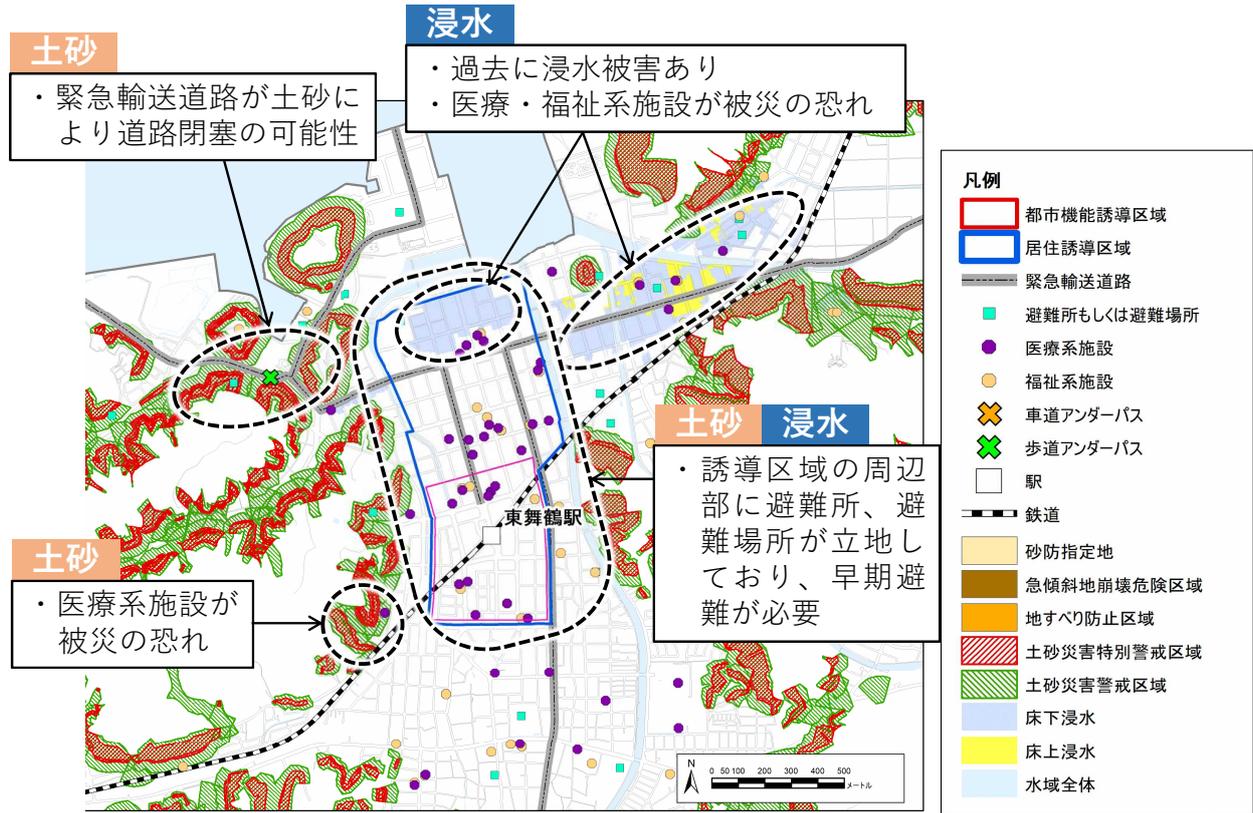


◆西地区の課題



※床下・床上浸水は、平成16年台風23号と平成30年7月豪雨の被害を参考に設定

◆東地区の課題



※床下・床上浸水は、平成29年台風21号の被害を参考に設定

◆防災まちづくりの取組方針

地形特性上、居住誘導区域に指定している“まちなか”の浸水リスクは高いが、“まちなか”は本市の核として今後も重要な役割を担うエリアであるため、災害リスクへの対策を図りつつ、持続的に“まちなか”を発展させていくことが望まれる

【基本的な考え方】

災害に強く、安全・安心に暮らすことのできるまちづくり

※舞鶴市都市計画マスタープランの“安全・安心のまちづくり”の目標



災害に対しては、被害を最少化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考えをもとに、ハードとソフトの両面から総合防災体制の整備を図る。

※舞鶴市地域防災計画 一般災害対策編 第1編 総則 第2節 計画の理念

◆西地区の取組方針

土砂

- ・土砂災害対策により緊急輸送道路の安全性を確保

浸水

- ・浸水・高潮対策により緊急輸送道路の安全性を確保

浸水

- ・浸水リスクが非常に高いため、浸水・内水対策により可能な限りリスクを低減
- ・早期避難を徹底

土砂

浸水

- ・土砂災害と浸水のリスクがあるため、早期避難を徹底

浸水

- ・浸水・内水・高潮対策により浸水リスクを低減
- ・適切な情報発信や地域防災力の強化により、早期かつ円滑に避難できる環境を形成

浸水

- ・アンダーパスが通行不可となった場合の情報周知や誤進入の防止



※床下・床上浸水は、平成16年台風23号と平成30年7月豪雨の被害を参考に設定

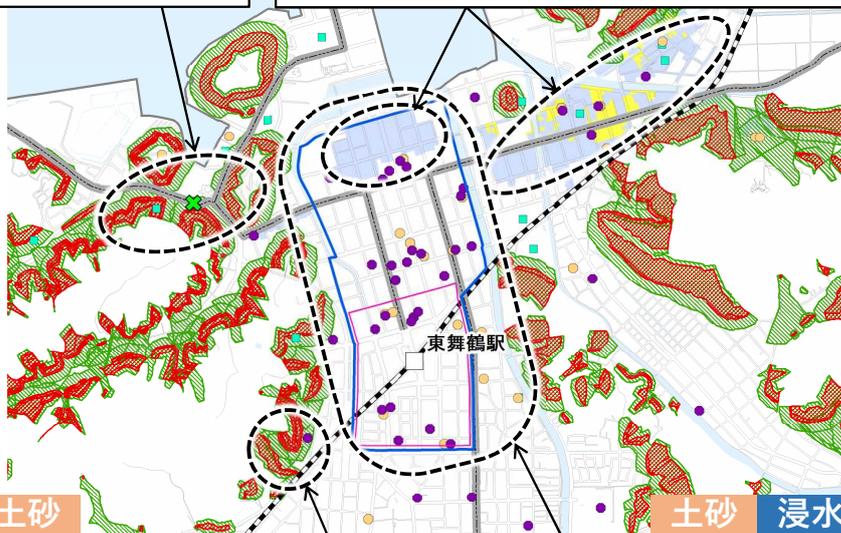
◆東地区の取組方針

土砂

- ・土砂災害対策により緊急輸送道路の安全性を確保

- ・浸水・高潮対策により浸水リスクを低減
- ・適切な情報発信や地域防災力の強化により、早期かつ円滑に避難できる環境を形成

浸水



土砂

- ・誘導区域外の災害リスクが高い地域では、居住や都市機能を誘導区域に誘導

- ・誘導区域周辺部の避難所や避難場所に早期かつ円滑に避難できる環境を形成



※床下・床上浸水は、平成29年台風21号の被害を参考に設定

◆具体的取組とスケジュール

ハード事業 長期計画とし、20年以上の事業期間を要する

【浸水・高潮対策】

取組内容	対象地区	実施主体
河川改修（築堤、河道掘削、護岸整備等）	西地区	府
逆流防止対策 （逆流防止施設の設置、吐出口の集約）	東西地区	市
海岸保全施設の整備	東西地区	府

【内水対策】

取組内容	対象地区	実施主体
内水排除ポンプ場の設置	東西地区	市
貯留施設及び水路の整備	東西地区	市

【土砂災害対策】

取組内容	対象地区	実施主体
砂防・急傾斜対策事業	西地区	府,市

【避難施設の整備】

取組内容	対象地区	実施主体
緊急避難路や避難路の確保・整備	東西地区	国,府,市
指定緊急避難場所や指定避難所の指定	東西地区	市

ソフト事業 長期計画とし、概ね20年以上の事業継続を予定

【内水対策】

取組内容	対象地区	実施主体
宅地かさ上げ助成金制度	東西地区	府,市
雨水貯留施設設置補助金制度（家庭用）	西地区	府,市

【防災情報の提供】

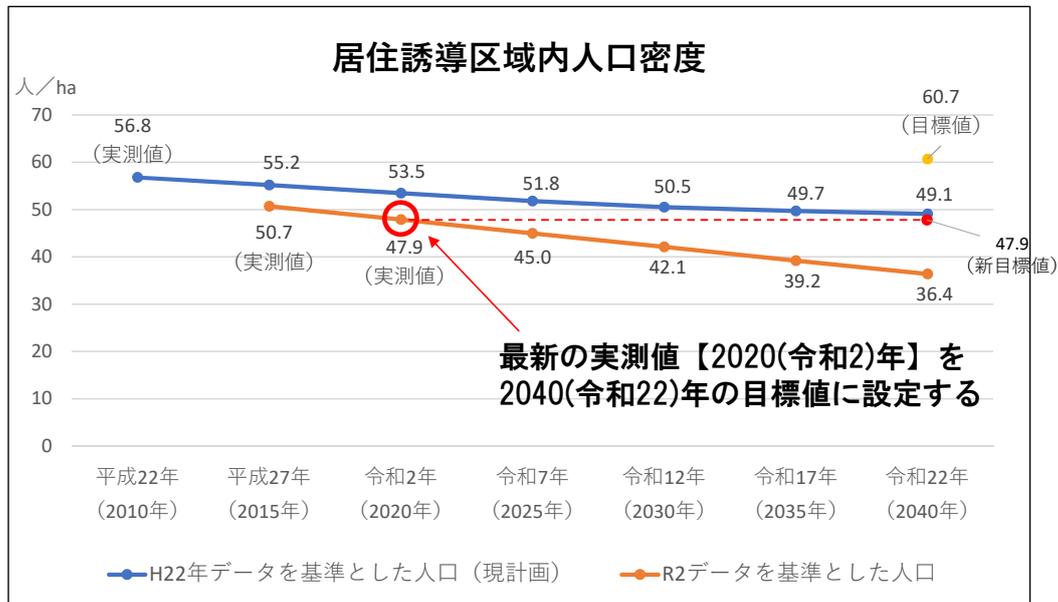
取組内容	対象地区	実施主体
舞鶴市総合モニタリング情報発信システムの活用	東西地区	市
まいづるメール配信サービスの利用促進	東西地区	市
防災アプリの導入・運用	東西地区	市
各種ハザードマップ、防災ガイドブック等の周知	東西地区	市

【地域防災力の強化】

取組内容	対象地区	実施主体
舞鶴市空家等対策計画に基づく空家の適正管理の推進	東西地区	市
自主防災組織の結成支援	東西地区	市
自主防災組織による防災マップ・タイムライン・地区防災計画の作成支援	東西地区	市
防災士養成講座の実施	東西地区	市
避難訓練	東西地区	府,市,地域
防災講話の実施	東西地区	市
個別支援計画の作成	東西地区	市
避難確保計画の作成支援	東西地区	施設管理者等

6. 目標値の設定

◆居住誘導区域内の可住地面積に対する人口密度



◆公共交通の利用促進に係る目標

基幹的公共交通軸の利用促進による効果を測るための指標として、第7次舞鶴市総合計画の後期実行計画の評価指標である「市内公共交通利用者数」を採用。

指標	基準値 2021(令和3)年度	目標値 2026(令和8)年度
市内公共交通利用者数	152.5万人	154.5万人

◆防災指針の評価に係る目標

避難を前提とする本市の考え方にに基づき、地域防災力を評価する指標として、第7次舞鶴市総合計画の後期実行計画の評価指標である「地区防災計画の作成件数」を採用。

指標	基準値 2022(令和4)年度	目標値 2026(令和8)年度
「防災マップ」、「タイムライン」または「地区防災計画」の作成件数 (累計)	1件/371件	30件/371件

7. パブリック・コメントについて

意見募集期間

令和6年7月5日(金)～8月5日(月)・・・32日間

意見提出者

9名(市内：8名、市外1名)

意見件数

27件

A	意見を踏まえ、案等の修正等を行うもの	2件
B	意見を踏まえ、その趣旨を今後の施策に反映させていくもの	0件
C	意見の趣旨が既に案等に盛り込まれているもの	2件
D	意見に対する市の考え方を説明し、ご理解いただくもの	23件

※舞鶴市パブリック・コメント手続要綱、
パブリック・コメント手続事務取扱要領に基づき、意見を4つの区分に分類

主な意見と市の考え方 (1)

NO.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	平成30年版と令和6年版の相違点を示してほしい。	A	本編16ページに改定のポイントとして、今回の変更箇所を記載しております。本編72ページと概要版18ページに新たに都市機能誘導区域の変更前・変更後の区域図を追加いたしました。
2	改定前と後をわかりやすく示した図を出して欲しい。		
3	峠で隔てられJRの運行便数も減っている東西舞鶴駅間を一体とみなし、中心市街地としていくかのような改定案に強い違和感を覚える。コンパクトシティといっても、その地域の歴史や特性を無視して無個性なまちづくりをしたところで、結実するとは思えない。	C	本編45ページにまちづくりの方針について記載しておりますが、上位計画である舞鶴市都市計画マスタープランの方針に沿って、西地区では城下町の歴史的・文化的資産を活かしたまちづくり、東地区では魅力的な地域資源である赤れんが・海・港を活用したまちづくりを進めてまいります。
4	西舞鶴の歴史のみち計画の記載がないがどうなったのか。	C	個別の事業名としては記載しておりませんが、本編41ページに上位計画である舞鶴市都市計画マスタープランの方針として、「城下町の歴史的な景観、漁師まちのたたずまいなどの保全と活用を支援し、愛着と誇りを持てるまちの魅力づくりを推進します。」と記載しており、歴史のみちもこの方針に沿った事業となっております。
5	住民説明会を開く必要がある内容ではないのか。 未来の舞鶴市のための取り組みであり、若者世代に向けた説明会をするべきではないか。 この改定案に断固反対する。具体的な施策を含め説明して欲しい。	D	現在の舞鶴市立地適正化計画は2018年4月に策定しましたが、評価の目途となる5年を経過したことや令和2年の都市再生特別措置法の改正により、記載すべきものとして防災指針が追加されたため、計画の一部改定を行いました。改定内容については、学識経験者や各分野の専門家で構成する舞鶴市立地適正化計画改定検討委員会において、検討を重ねていただきました。 今回の計画改定では上位計画である第7次舞鶴市総合計画や舞鶴市都市計画マスタープランで定める「コンパクト+ネットワーク」のまちづくりの基本方針を変更するものではないことから、パブリック・コメントの実施によって市民の皆様のご意見を募集するとともに、内容についてお知らせしました。 計画の実施にあたっては市民の皆様のご協力が必要となりますので、引き続き市公式ホームページへの掲載の他、公共施設への概要版の配架等により計画の周知を図ってまいります。

主な意見と市の考え方 (2)

NO.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
6	東舞鶴駅と西舞鶴駅を一体とみなし、2つの駅をあたかも一つの駅、一つの中心市街地とみなすのは無理があると思う。1時間に1本の電車では、東西一体とは言えない。	D	舞鶴市が掲げる「コンパクトシティ+ネットワーク」のまちづくりでは、東西の駅を中心とした2つの拠点を公共交通機関で繋ぎ、相互補完しながら1つの拠点のように機能させることを目指しており、JR舞鶴線だけでなく東西循環バスもこの実現のために必要不可欠な公共交通機関に位置付けております。 コンパクトシティの形成には、都市計画に係る土地利用や施設の整備など、相当な期間を要することから、長期的視野に立ったまちづくりを進めてまいります。
7	東舞鶴を切捨てる改定案には絶対に賛成出来ない。東舞鶴を切捨て、西舞鶴を優遇しているように感じる。	D	複眼都市という舞鶴市の特徴から、長らく同程度の公共施設を東西それぞれに整備してきましたが、舞鶴市が目指す「コンパクトシティ+ネットワーク」のまちづくりでは、東西の駅を中心とした2つの拠点を公共交通機関で繋ぎ、相互補完しながら1つの拠点のように機能させるため、誘導施設や誘導施策を統一することとしました。本計画においては東地区、西地区ともに東西連携のまちづくりにおいて重要な地区と位置付けているため、市全体の公共施設のライフサイクルを考えて、適切な時期に順次施設の整備を検討してまいります。
8	西舞鶴に新しい図書館を設立するのはいいとしても、何故東舞鶴図書館を閉鎖するのか。東舞鶴図書館は、現状のまま維持してほしい。	D	本計画は、「コンパクトシティ+ネットワーク」を目指すための計画であり、都市機能誘導区域内に医療・福祉・商業等の都市機能を誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図り、居住誘導区域への居住誘導により人口密度を維持し、生活サービスや地域コミュニティの持続的な確保を図るものです。このことが、駅周辺の賑わい創出、市全体の活力創造に寄与するものと考えております。 なお、ご意見のありました東舞鶴図書館を含む分館の機能や活用方法など詳細につきましては、所管課より説明してまいります。

主な意見と市の考え方 (3)

NO.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
9	外国人労働者の拡大に繋がるような施策は反対。	D	本計画は利便性が高く効率的で暮らしやすいまち「コンパクトシティ+ネットワーク」を目指し、東西の駅を中心としたまちなかに都市機能の維持・充実を図るなど居住環境の魅力を高め、現在の人口密度を維持することを目指しています。 なお、将来にわたって持続可能なまちを形成するには、幅広い年齢層の多種多様な人々によって活発な社会活動が行われることが大切であると考えます。
10	都市機能の中に医療が組み込まれているが、具体的な医療はどのようになるのか。市民全員が安心して暮らせる基盤として、医療の充実、再編が先であり、もっとそこに力を入れる必要があるのではないか。	D	本計画においては、「医療、介護福祉、子育て、商業、金融、行政に係る施設」を高齢者をもとより多世代にとって安心して生活するために誘導するべき施設として位置付けております。 将来にわたり安心して健康に暮らすことができるまちづくりを進めるために、これらの施設の誘導を図ってまいります。
11	防災対策の実効性が疑わしい。堤防や護岸などの海岸保全施設の整備方針を定めた府の「丹後沿岸海岸保全基本計画」との整合性はどうなっているのか。将来的に浸水被害が拡大する可能性が高い東西中心市街地の浸水対策をどうするのかのビジョンが記されていない。	D	2020年6月の都市再生特別措置法の改正により、頻発・激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくりの推進を図るため立地適正化計画の記載事項に防災指針が追加されたことから、本計画に記載することとなりました。本市における災害リスクの現状を踏まえ、まちなかの災害リスクや本市が取り組んでいる対策についてまとめられております。本編55ページには防災リスクに対する考え方、本編60～62ページには西地区まちなかの治水対策を記載しております。 また浸水リスクは、軽減あるいは解消されることが見込まれていますが、現時点の考え方としては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災の考えをもとにハードとソフトの両面から総合防災体制の整備を図ることとしております。 なお、ご意見のありました「丹後沿岸海岸保全基本計画」は、海岸の防護や環境・景観の保全、利用向上を目的としております。

主な意見と市の考え方（4）

NO.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
12	市長公約の市街化調整区域の規制緩和はスマートシティと真逆だが、公約を取り消すのか。整合性がない。	D	本計画は、まちなかへの居住誘導を促進することによって、まちなかの賑わいを取り戻し、周辺地域との公共交通ネットワークを確立する「コンパクトシティ+ネットワーク」のまちづくりを目指すものです。 一方、市街化調整区域においても、人口減少により地域活動の継続が困難になっている状況を踏まえ、地区計画制度を活用し、新たな建築ができる建物用途の規制を緩和するなど、地域の方々と独自のルール作りを進め、地域コミュニティの維持を図ってまいります。

改定に向けたスケジュールについて

2024年（令和6年）10月28日（月）・・・本日
第54回舞鶴市都市計画審議会へ 諮問



2024年（令和6年）11月 公表
舞鶴市立地適正化計画 改定

閲覧場所

- ・都市計画課、市政情報コーナー、西支所、加佐分室、各公民館、まなびあむ、東・西図書館
- ・ホームページ掲載